

全員お手続きする必要があります

令和6年度就学支援金のお知らせ

◆令和6年7月～翌年6月分の手続きについて

○昨年度、令和5年7月～翌年6月の手続きをしていただいたところですが、**令和6年7月～翌年6月分の手続きにつきまして、オンライン（e-Shien）により申請**していただきますようお願いいたします。

◆オンライン申請の方法は？＜提出期限：令和6年6月10日（月）＞

今年度から紙での配布を中止し、本校のホームページにオンライン申請手引きを掲載するようにしました。

※ 右側にあるQRコードを読みとる、もしくは、
[愛知県立一宮西高等学校](http://ichinomiyanishi.sakura.ne.jp)
 [\(ichinomiyanishi.sakura.ne.jp\)](http://ichinomiyanishi.sakura.ne.jp) をクリック

※ オンライン申請手引きの紙資料が必要な方は、
生徒さんが事務室まで取りに来てください。



【授業料を納入している方へ】（昨年度の申請で申請しない意向を登録した方、不認定の方）

e-Shienオンライン申請手引き ～新規申請編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。申請を行わない場合は、新規申請編の手引きP4～6の登録だけになります。

⚠️ 申請を希望しない場合も「申請する意思がない」旨の登録が必要です！

【就学支援金を受給している方へ】（昨年度の申請で個人番号を入力して認定された方）

○保護者等情報に変更が“ない”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～継続届出編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

○保護者等情報に変更が“ある”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～変更手続編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

保護者等情報に変更がある場合とは？

保護者の変更（離婚/再婚）、課税地の変更（令和5年中に引っ越した場合など）、収入状況提出方法の変更（前は課税証明書で申請したが、今回は個人番号を入力して申請するなど）、生活扶助の受給有無の変更など

次に該当する保護者の方は生徒さんに別の案内をお渡ししております

- ・ 昨年度マイナポータル（自己情報）を用いて申請し、認定された方
- ・ 昨年度課税証明書を提出された方（エラーで提出いただいた方は除きます）

高校生約8割が受けています！
両親の年収目安約910万円
返還不要！！

（参考）就学支援金制度とは？

◇申請することで受給することができます。学校が国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります。（就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇対象となる世帯は？

- 「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額^{*}」の両親分合計が304,200円未満の世帯
（※名古屋市は、市町村民税の「調整控除の額」に3/4を乗ずる）
- 生活保護を受給している世帯の方

■ e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



■ 就学支援金制度の概要（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



問合せ先 愛知県立一宮西高等学校事務室
電話 0586-68-1191